

入院したときの食事代等（入院時食事（生活）療養費）

入院したときの食事代等は、定められた費用（標準負担額）を自己負担することになります。

世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の場合は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市（区）町村の担当窓口申請してください。

◆入院時食事療養費（一般病床、精神病床等に入院したとき）

食費の標準負担額（1食あたり）

負担区分		食費
現役並み所得者・一般Ⅰ・一般Ⅱ		460円 ※1
低所得者Ⅱ	90日以内の入院（過去12か月の入院日数）	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数） 長期入院該当※2	160円
低所得者Ⅰ		100円

※1 指定難病患者及び平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円です。

※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院日数が90日（低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限ります。）を超える場合は、お住まいの市（区）町村の担当窓口で長期入院該当申請をしてください。

◆入院時生活療養費（医療療養病床に入院したとき）

医療療養病床は、保健医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床です。

医療療養病床に入院したときは、食費と居住費の定められた費用（標準負担額）を負担することになります。「居住費」は、療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。

食費・居住費の標準負担額（食費は1食あたり、居住費は1日あたり）

負担区分		医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		※1 医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)		指定難病患者	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者・一般Ⅰ・一般Ⅱ		※2 ※3 460円	370円	※2 ※3 460円	370円	260円	0円
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円	370円	210円	370円	210円	
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)			160円	370円	160円	
	長期入院該当 ※4						
低所得者Ⅰ		130円	370円	100円	370円	100円	
老齢福祉年金受給者		100円	0円	100円	0円	100円	
境界層該当者							

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）。例えば人工呼吸器、中心静脈栄養等を要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などのことです。

※2 保健医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

※3 指定難病患者及び平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円です。

※4 低所得者Ⅱに該当し、過去12か月で入院日数が90日（低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限ります。）を超える場合は、お住まいの市（区）町村の担当窓口で長期入院該当申請をしてください。